第

6742

뭉



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2021年)令和3年 8月 13日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

▲ 固定資産の取得価額に算入しなくてよい費用

Q:不動産の購入を検討しています。取得価額に算入しなくてもいい費用があるそうですが、どのようなものがあるのですか?

A:次のような費用は取得価額に算入しないことができます。

【解説】

固定資産の取得価額は、購入代価と事業の 用に供するため直接要した費用からなります が、次のような費用は、取得価額に算入しない ことができるとされています。

- ①不動産取得税又は自動車取得税
- ②特別土地保有税のうち土地の取得に対して 課されるもの
- ③新増設に係る事業所税
- ④登録免許税その他登記又は登録のために要 する費用
- ⑤建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等でその建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用の額
- ⑥一旦締結した固定資産の取得に関する契約 を解除して他の固定資産を取得することとし た場合に支出する違約金の額
- ⑦使用開始前の期間に係る固定資産を取得するために借り入れた借入金の利子の額
- ⑧割賦販売契約によって購入した固定資産で、購入代価と割賦期間分の利息及び売手側の代金回収のための費用等に相当する金額とが明らかに区分されている場合のその利息及び費用相当額









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】